

## ローソンカップ小学生剣道大会 要項

- 1 主 催 公益財団法人鳥取県体育協会
- 2 主 管 鳥取県立武道館
- 3 特別協賛 株式会社ローソン
- 4 後 援 鳥取県剣道連盟
- 5 期 日 令和2年1月26日（日）  
開場 午前8時  
受付 午前8時30分～午前9時20分（予定）  
開会式 午前9時50分
- 6 場 所 鳥取県立武道館 米子市両三柳3192-14
- 7 趣 旨 鳥取県の小学生・幼児（5歳以上）を対象に、基本を主眼として、剣道の正しい技術習得や心身の鍛練を行うとともに、本県の将来を担う青少年の相互の親睦や健全な育成を図る。
- 8 参加資格 鳥取県内で活動している団体であること。参加する選手は、申込の際の道場名と同一の道場名が垂ネームに記載があること。（省略名称可）
- 9 試合種目及び内容
  - (1) 団体試合
  - (2) 低学年の部 1～4年生  
(男女混合可・幼児出場可)  
※ただし幼児は、1チームにつき2名まで出場可。
  - (3) 高学年の部 5・6年生  
(男女混合可・幼児出場不可)  
※高学年の部に、低学年（小学生に限る）が2名まで入ってもよい。  
ただし、低学年の部に高学年は入れない。(両方の部への重複出場はできない)
  - (4) 試合は4試合場で行う。
  - (5) 予選リーグ戦は基本判定試合及び一本勝負の総合判定試合を行う。  
決勝トーナメント戦は3本勝負とする。  
内容詳細は、別紙「**試合実施要領**」を参照のこと。
  - (6) 試合場外のフェンスの中へは、選手、監督以外は入れません。
  - (7) 試合で使用する紅白のタスキは、各団体で準備してください。
- 10 参加基準
  - (1) 1団体、低学年の部・高学年の部、何チームでも出場可能。
  - (2) 1チーム選手5名、補員1名、監督1名で編成する。なおチーム編成上、やむを得ず選手が5名に満たない場合、4名の時は、「先鋒」、「中堅」、「副将」、「大将」に配置し、3名の時は、「先鋒」、「中堅」、「大将」に配置すること。
  - (3) 事前に登録してある選手の変更は、当該試合の1つ前の試合までに「選手変更届」を各試合場審判主任に提出してください。それ以降は一切受け付けません。なお、他チームからの変更はできません。また、大会開始後の事故等による欠員は補員が充たすこととします。  
その際には、各試合場審判主任にその旨を伝えてください。

ただし、補員は欠員への補充のみとし、一度補充したらそれ以降の交代は認めない。

- (4) 2チーム以上参加の場合は、監督及び補助員の重複は認めない。

#### 1 1 試合審判規則

一般財団法人全日本剣道連盟剣道試合・審判規則とその細則及び本大会の申し合わせ事項により行う。

#### 1 2 参加方法

- (1) 申込方法 別紙の申込用紙に所定事項を記入のうえ送付する。
- (2) 参加料 無料
- (3) オーダー表 各団体で作成し、大会当日の受付で提出してください。  
(別紙オーダー表作成について参照)
- (4) 申込先 鳥取県立武道館 〒683-0853 米子市両三柳 3192-14  
担当 本田 洋平  
電話番号 (0859) 24-9300 (代表) FAX (0859) 24-9311  
E-mail: [budoukan@gamma.ocn.ne.jp](mailto:budoukan@gamma.ocn.ne.jp)

- (5) 申込締切 **令和元年12月24日(火)**  
※プログラム作成のため締切日までにお願ひします。

#### 1 3 表彰

低学年の部、高学年の部、それぞれに優勝（1チーム）、2位（1チーム）、3位（2チーム）を表彰する。

優勝カップは持ち回りとし、それぞれに賞状とメダルを贈る。

※なお、優勝カップのペナントについては、優勝チームが作成していただきますようお願いいたします。

#### 1 4 安全対策

- (1) 監督及び保護者は、参加者が過労にならないよう日程に留意し、特に体調不十分な者については参加させないよう配慮すること。
- (2) 監督及び保護者は、試合場内外における参加者の行動に充分注意し、事故の防止に努めること。
- (3) 競技中の事故については、大会本部で応急処置をするが、その後の治療は各自・各所属の団体の責任で行うこと。
- (4) 参加者は各自・各所属の団体でスポーツ安全保険等に加入して参加することが望ましい。

#### 1 5 個人情報の取扱いについて（目的外の使用は禁じられています。）

- (1) 参加申込書に記載された情報の取扱い  
(ア) 大会プログラムに記載します。
- (2) 競技結果等の取扱い  
(ア) 大会記録、大会報告書、当館 HP 等に掲載します。  
(イ) 報道関係機関により、新聞、雑誌等に掲載されることがあります。
- (3) 肖像権の取扱い  
(ア) 報道関係機関等が撮影した写真が新聞、雑誌、大会報告書、当館 HP 等で公開されることがあります。  
(イ) 報道関係機関が撮影した映像が中継・録画放送されることがあります。